

滋教委特支第 245 号
令和2年(2020年)4月6日

県立特別支援学校長 様

県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)

特別支援学校における教育活動の再開に係る留意事項について(通知)

令和2年4月6日付県立学校長あて5課室長連名通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」に加えて、県立特別支援学校について下記のとおり対応することとし、保護者への連絡を含め準備を進めるよう願います。

記

1 スクールバスの運行について

- ・令和2年3月26日付滋教委特支第198号(別添写し)で通知したことに加えて、スクールバス内の「密接・密集・密閉」をできる限り避けるために、児童生徒の家庭状況に配慮しつつ、可能な限り保護者送迎の協力を求めること。
なお、保護者送迎のために必要な交通費については、特別支援教育就学奨励費の支給対象とすること。

2 高等養護学校の教育活動について

- ・高等学校に併設されている高等養護学校は、それぞれの県立高等学校の対応に準じた措置をとること。

写

滋教委特支第198号
令和2年(2020年)3月26日

県立特別支援学校長様

県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)

特別支援学校における教育活動の再開に係るスクールバスの運行等について(通知)

令和2年3月26日付県立学校長あて4課室長連名通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開について」に加えて、県立特別支援学校について下記のとおり対応することとし、保護者への連絡を含め準備を進めるよう願います。

記

1 スクールバスの運行について

- ・家庭において、熱、咳のある児童生徒の乗車は控えてもらうこと。
- ・換気が有効であるため、バスの窓を、できれば一律3cm程開ける。窓の常時開放が難しい場合は、機を見て可能な限り換気に努めること。
- ・バスの運行前あるいは運行後、手の触れるところを消毒すること。消毒用のエチルアルコールもしくはアルコールの代替として次亜塩素酸で消毒してもよい。次亜塩素酸の場合は、運行終了後に使用するのが望ましい。
- ・保護者からバス登校に不安がある等の理由で自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。
- ・介助員、運転手は飛沫を広げないようマスクを着用すること。
- ・児童生徒が飛沫飛散防止のためマスクの着用をすることは有効であるが、児童生徒の実態により一律にマスクの着用を求めないこととして構わない。

2 医療的ケアの必要な児童生徒等(医療的ケア児)への対応について

- ・令和2年3月24日付文部科学省から通知された新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインを参照し、医療的ケア児や基礎疾患のある児童生徒の登校については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、判断をすること。
- ・登校すべきでないとして判断された場合の出席の取り扱いについては、「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。

3 その他

- ・今回の通知に関わって、バス運行管理委託会社には県から別途感染拡大防止等について、通知を行う。
- ・スクールバス消毒薬品の購入費用は、必要に応じて当課から予算令達を行う。